

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

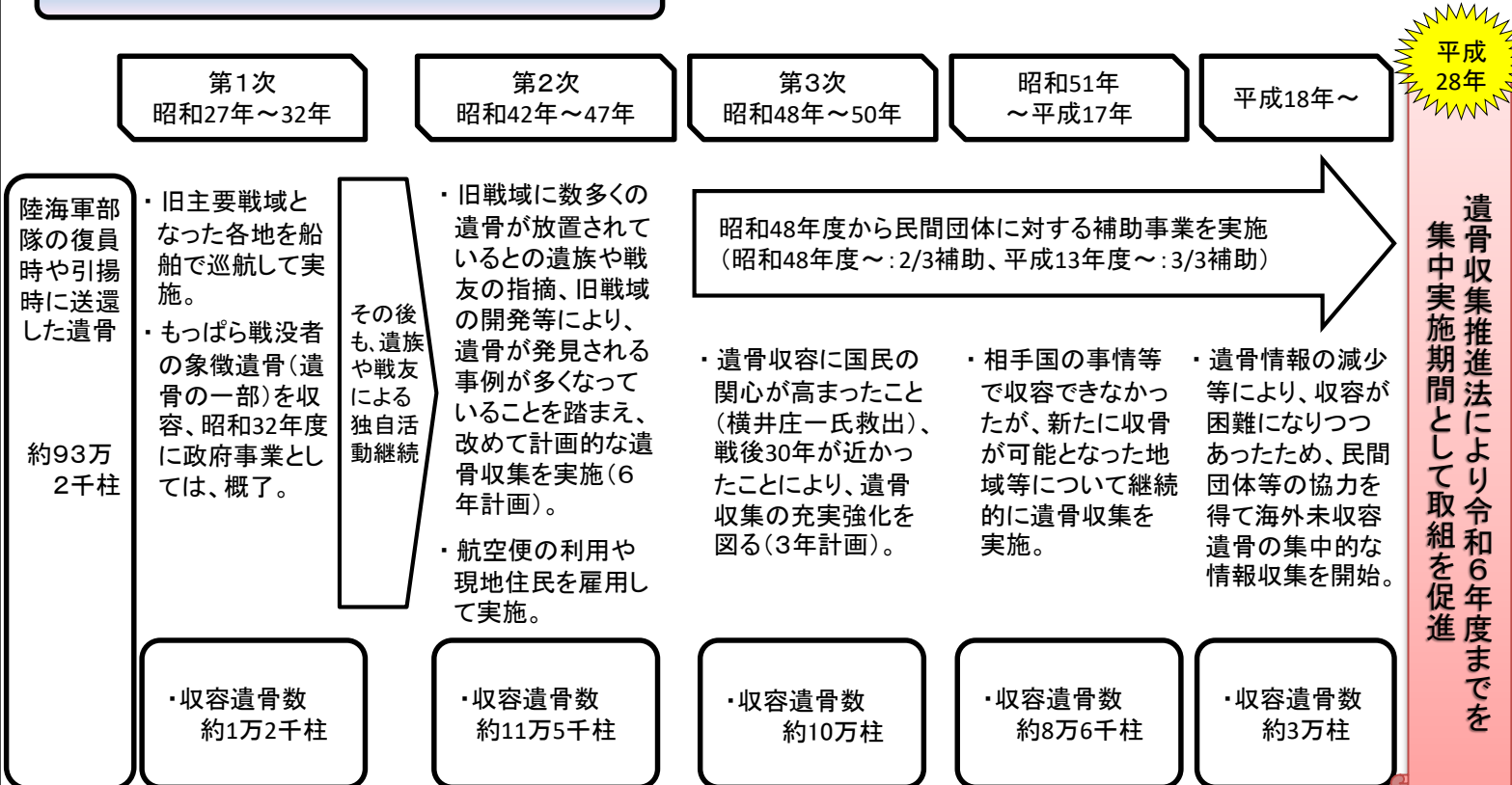
海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	
	①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

(注1) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

(注2) 戦没者概数 約310万人

令和2年6月末現在

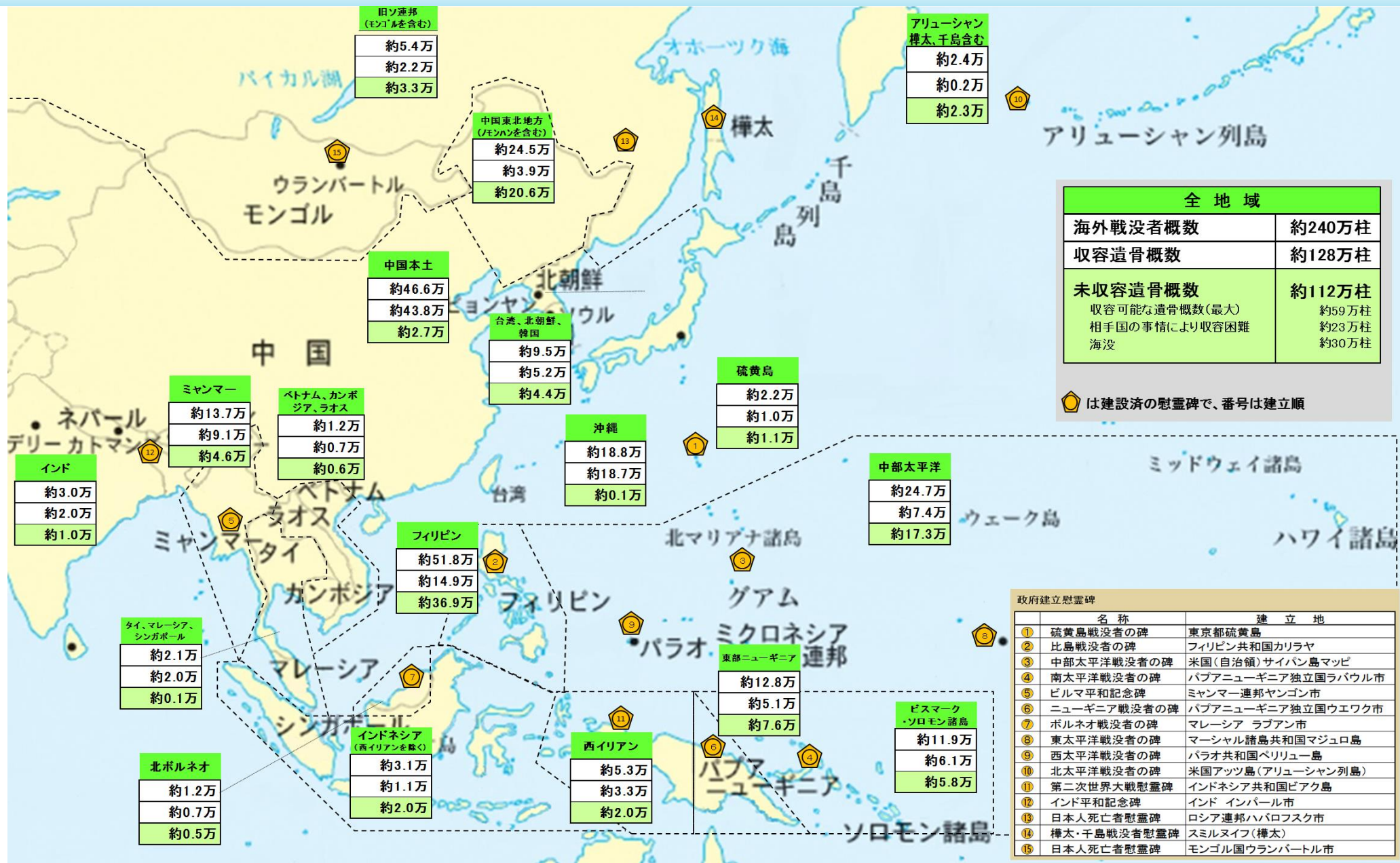
これまでの遺骨収集事業の推移



遺骨収容の作業風景
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



地域別戦没者遺骨収容概見図（令和2年6月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)概要

※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、
衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から令和6年度(平成36年度)までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を收容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度(平成36年度)までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の收容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・政府の財政上の措置等
- ・情報収集及び分析
- ・関係国政府等の理解と協力
- ・鑑定等の体制整備

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会 長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(13団体※)】※令和2年6月末時点

(一財)日本遺族会
(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
(一財)全国強制抑留者協会
東部ニューギニア戦友・遺族会
全国ソロモン会
水戸二連隊ペリリュー島慰霊会
特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会
特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団
特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会
小笠原村在住硫黄島旧島民の会
特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会
(公社)隊友会

【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・平成28年4月1日

今後の戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の見直しについて

遺骨収集の有識者会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、ロシアで収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていないとの報道（R元.7月～8月）

【調査チーム等による検討（R元.10.4～）（調査チーム主査：熊谷則一弁護士）】

- ・ 担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査

【調査チームの報告（R元.12.23）等を踏まえた有識者会議意見（R2.5.14）】

- ・ 科学的所見への適切な対応、情報共有の徹底、積極的な情報公開、ガバナンス強化等を提言。
- ・ 科学的鑑定を行う前に焼骨を行わない等、今後の遺骨収集・鑑定のプロセス、体制強化等を提言。

厚労省の方針（R2.5.21有識者会議に報告・公表）

○ ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開

- ・ 有識者会議に定期的に事業実施状況やネガティブ情報を報告。
- ・ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨を公表するなどの積極的な情報公開。

○ 収容・鑑定のあり方の見直し（科学的所見への適切な対応）

遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的知見を踏まえ進める。

- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。（科学的鑑定を行うまで焼骨しない。）
- ・ 専門家による総合的な判断を実施し、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。

○ 鑑定体制の整備

上記見直しを厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、戦没者遺骨の鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置する。（R2年度中の事実上の業務開始とR3年度からの組織の設置を目指す。）

※ 遺骨収集推進法に基づく集中実施期間（H28-R6）の後半5年間に迎えるにあたり、令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。遺骨の調査・収集を推進するとともに、鑑定体制の強化を図ることとしている。

遺骨収集事業の流れ

情報収集

- ①資料調査
 - ・海外の公文書館等から取得した埋葬地関係資料を調査
- ②現地調査
 - ・埋葬地特定のための調査
- ③抑留経験者等からの情報提供

遺骨収集計画の策定

- ①相手国政府等と調整
- ②遺骨収集実施計画の策定

遺骨の収容・鑑定は、令和2年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に沿って実施。

遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認
- ③検体のみを持ち帰り
 - ※ 検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管
- ④持ち帰った検体のDNA鑑定等
 - ※ 日本人の遺骨であるかの判定を行う
 - ※ 並行して身元特定のためのDNA鑑定も実施
- ⑤遺骨の日本への送還

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

遺族に返還

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

※ 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、埋葬地関係資料や記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

収容遺骨数の推移、現地調査の計画

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和2年5月末時点）

地 域	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
【南方等戦闘地域の遺骨】					
硫黄島	19	17	42	11	
沖縄	30	7	18	59(※)	
中部太平洋	89	124	96	264	
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	10	12	30		
北ボルネオ					
インドネシア(西伊アを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	112	91	42		
ビスマルク・ソロモン諸島	326	457	494	5	
インド		3			
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7	
中国東北地方（ノモンハンを含む）	20				
中国本土					
台湾・北朝鮮・韓国	1				
ベトナム・カンボジア・ラオス					
その他	1				
地域不明	4	1			
南方等 小計(柱)	619	730	724	346	0

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

旧ソ連	267	209	112	61	
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0
合計(柱)	886	939	836	407	0

※ 沖縄（令和元年度）は鑑定中のため暫定値。

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和2年度における現地調査の派遣回数を昨年度からほぼ倍増することを計画。

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、
- 現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施し、その結果を踏まえ令和6年度までに遺骨収集を実施。

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
現地調査回数	16	24	32	26	59
	実績				計画

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- 場所及び名簿の情報がある62埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 62埋葬地の名簿登載者数 4,497名

身元特定のためのDNA鑑定の実施状況

(令和2年3月末時点)

検体数 12,287 ※1	DNA抽出済み 10,497	身元が判明し遺族に返還した遺骨 1,174
		日本人でない遺骨 460 ※2 ※ロシア7事例
		日本人でない可能性が指摘された遺骨 241 ※3 ※ロシア6事例、フィリピン1事例、 ミャンマー2事例、ツバル1事例
	その他 ※4 8,622	
	DNA未抽出 1,790	

※1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例

※3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

※4 今後日本人の遺骨であるかの確認を行うこととしている。

地域別保管検体数

(令和2年3月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,101
モンゴル	633
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	528
沖縄	738
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102
東部ニューギニア	280
ビスマーク・ソロモン諸島	823
マリアナ諸島	241
パラオ諸島	101
マーシャル諸島	73
ギルバート諸島(タラワ)	173
ウエーク島	6
トラック諸島	22
メレヨン島(ウォーレアイ)	6
ツバル	1
不明	11
合計	11,113

※身元が特定され、御遺族にお返ししたものを除く。

※米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、収集地域欄に「不明」と表記。

年度別身元特定のDNA鑑定の実績

年度	遺骨の鑑定数	遺族の鑑定数	(参考) 鑑定機関数
平成27年度	1,202	200	11
平成28年度	318	481	11
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330	397	11
令和元年度	768	502	12

※鑑定数は依頼した年度に計上

※再鑑定の件数を含む

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,750柱 ・未収容遺骨概数 34,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（62か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和2年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画の変更（延期・中止）が生じている。 ・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア連邦政府とは9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取り扱いや今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア連邦政府等との協議を進める。 ・保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 <p>※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の埋葬地を除き概了。 ・民間団体等から寄せられた未確認の埋葬地に関する情報（1か所）を保有。（バローンハラ埋葬地） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、保有情報を精査した上で、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
--------------------	---	--	---

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 188,100人 ・収容遺骨数 187,470柱 ※令和元年度分は鑑定中のため暫定値であり、今後変動の可能性有り。 <ul style="list-style-type: none"> ・未収容遺骨概数 630柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・米軍基地内での調査・収集は米側との協議が必要。 	令和2年度は、引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。
東京都小笠原村硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨数 10,470柱 ・未収容遺骨概数 11,430柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・滑走路地区では、平成30年度に開発した地中探査レーダ（地下15mまでの範囲）により、未探索の壕（1か所）を確認。 ・令和元年度は11柱を収容。 	令和2年度は左記を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・滑走路地区の地下壕について、①先に確認された未探索の壕（1ヶ所）について閉塞地点の先の開口のための施工設計を行い、令和元年度に発見された壕（1ヶ所）について掘削方法の検討を行う。②面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行う。 ・地中探査レーダにより地下15m程度まで、北飛行場跡地の探査を行う。 ・滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行う。 ・滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進める。 ・7月、9月、11月、1月の約2週間、遺骨収集団を派遣予定。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済）。 当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る予定。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月、推進協会がグアム歴史保存局と覚書締結。 ・令和元年7月、グアム島内の3地区において収容した計13柱の遺骨について、グアム歴史保存局から受領。 ・同年11月、遺骨収集を実施し、テニアン島から5柱の遺骨を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み遺骨収集の促進を図る。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワに関して、米国側が収容したアジア系戦没者と思われる遺骨について、令和元年に一部の検体を米国のD P A Aから受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・米国から受領した検体について、身元特定のためのDNA鑑定を実施中。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでペリリュー島を中心に遺骨収集を実施。 ・海外資料調査により、アンガウル島集団埋葬地の場所を特定し平成30年度から遺骨収集を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・また、アンガウル島集団埋葬地の遺骨収集を重点的に取り組む。
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック諸島全体で、水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有。 ・平成30年7月、職員を現地に派遣し地権者と協議を行ったものの合意には至らず、現在ミクロネシア連邦政府を通じて地権者と調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船において戦没者のものと思われる遺骨を発見したとの情報が接した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック諸島水曜島(チューク州トル島)の未収容の遺骨について、引き続き相手国政府並びに地権者との協議を行い合意が得られ次第遺骨収集を実施。 ・令和2年度に沈没艦船内の調査を実施予定。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・豪州国立公文書館から取得した確度の高い情報（オロ州エオラクリーク地区）について、3度にわたる現地調査により旧日本軍塹壕跡286箇所を確認し、平成31年2月の遺骨収集では推定1柱、また、令和元年8月の現地調査では推定2柱の、合計3柱の遺骨を収容。（収容した遺骨は Papua New Guinea 国立博物館にて保管） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取り組み、遺骨収集の促進を図る。 ・エオラクリーク地区については、引き続き、旧日本軍塹壕跡の遺骨収集を行う。また、収容済の遺骨に関し、PNG側が希望する日本とPNG双方の人類学者による法医学共同鑑定については、「抜本的な見直し」に沿って調整予定。
ビスマルク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、豪州国立公文書館から取得した確度の高い埋葬地情報（ブーゲンビル島スラターズノール地区、タロキナ地区）は現在取組中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取り組み、遺骨収集の促進を図る。 ・豪州国立公文書館等が保有する埋葬地情報等の資料を活用し、引き続き遺骨収集を実施する。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨数 19,950柱 ・未収容遺骨概数 10,050柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取り組み、遺骨収集の促進を図る。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。15

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。 ・しかし、上記の7柱の身元特定のための検体は通関手続上の技術的問題により、また、日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・7柱分の検体を受領するとともに、現地に保管されている遺骨から検体を採取して送還し、所属集団の判定のためのDNA鑑定等を実施する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に162柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	<p>(韓国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 <p>(台湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 <p>※) 戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑨

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアンを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた。 ・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 <p>※<u>両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能となる。</u>したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（身元特定及び所属集団判定のDNA鑑定）を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度において協定に基づき、派遣の日程や場所を含む年次活動計画等をインドネシア政府へ提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p><遺骨収集(現地調査)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。 ※平成30年度：現地調査2回(ルソン島)、令和元年度：現地調査1回(ルソン島) ・これまでの現地調査の結果、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。 ・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館(以下、「NM」と記載)に保管している。 ・令和2年度においても、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催が困難な状況。 ・また、令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 <p><NM保管遺骨の確認作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。 	<p><遺骨収集(現地調査)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。 ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体比分析による年代測定の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<p>（中国本土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 <p>（中国東北部）</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
<p>マーシャル諸島</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クエゼリン島（米軍基地内） ・ミリ環礁 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、踏査による現地調査が必要があるが、同島（米軍基地）の立ち入り及び調査に係る米軍側の許可取得が必要。 ・在外公館から提供されたウォッセ島の遺骨情報については、平成30年11月に現地調査を実施し遺骨を現認、平成31年2月に48柱を収容し日本に送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・令和2年度は、ウォッセ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図る。
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> ・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和2年5月末時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。(米国側からの連絡) ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と協力覚書の取り交わしが必要であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により米国側と具体的な調整を行えない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。